



2.2.1 現在

世帯数 61,051 (19減) 男 60,384 (46増)
人口 122,307 (1増) 女 61,923 (45減)

※ 世帯数および人口は、住民基本台帳によるものであり、外国人住民の方を含みます。()内は前月比



ホームページ <https://www.city.koganei.lg.jp/>

モバイル(携帯電話)版 <http://www.city.koganei.lg.jp/m/index.html>

市制施行50周年を記念し、本市の名誉市民である宮崎駿氏(スタジオジブリ)に描いていただいた市のイメージキャラクターです。

市・都民税(住民税)、所得税および復興特別所得税

申告は正しくお早めに

申告会場開設期間は2月17日(月)～3月16日(日)

☎▷市・都民税＝市民税課市民税係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9819)▷所得税＝武蔵野税務署(〒180-8522武蔵野市吉祥寺本町3-27-1 ☎0422-53-1311)

市・都民税の申告は市の市民税課で、所得税および復興特別所得税(以下所得税)の確定申告は武蔵野税務署で、それぞれ受け付けます。なお、作成済みの所得税の確定申告書は、申告会場開設期間中に限り、市の市民税課でもお預かりします。(過年分はお預かりできません)

例年、3月に入ると窓口が大変混雑しますので、早めの申告をお勧めします。

市・都民税の申告は市役所へ

市では、申告会場開設期間中の月曜～金曜日午前8時30分～午後5時および臨時窓口で申告書の受け付けを行います。

【申告に必要なもの】

▷マイナンバーカード

※マイナンバーカードをお持ちでない方は、マイナンバー通知カードと運転免許証等の公的機関が発行した写真付きの身分証明(健康保険証等顔写真がついてないものは2点)

▷申告書および印鑑

▷令和元(平成31)年中の所得(収入)に関する書類(給与・公的年金等の源泉徴収票、報酬等の支払調書など)

▷所得金額を算出する際に使用した収入および経費を証明できる書類(収支内訳書など)

▷令和元(平成31)年中の控除に関する書類(医療費明細書・社会保険料、

生命保険料・地震保険料の証明書、学生証、障害者手帳など)

【臨時窓口】

申告会場開設期間中に臨時窓口を開設し、市・都民税申告書の受け付けおよび市・都民税の申告相談、申告用紙の配布を市民税課窓口にて行います。

なお、臨時窓口では、電話でのお問い合わせ等はお受けできません。

時 2月22日(土)、3月1日～15日の毎週日曜日午前9時～午後1時

所得税の確定申告は税務署へ

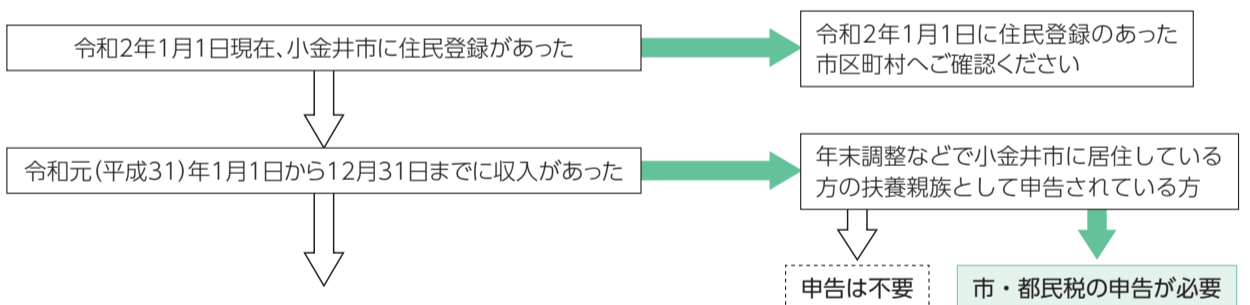
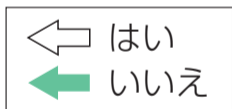
武蔵野税務署では期間中の月曜～金曜日および2月24日(休)、3月1日(日)の午前8時30分～午後4時で申告書作成会場を開設しています。なお、3月16日までは税務署内の駐車場は利用できません。

※受付時間内に税務署へ行けない場合は、税務署正門わきの時間外文書収受箱に提出できます

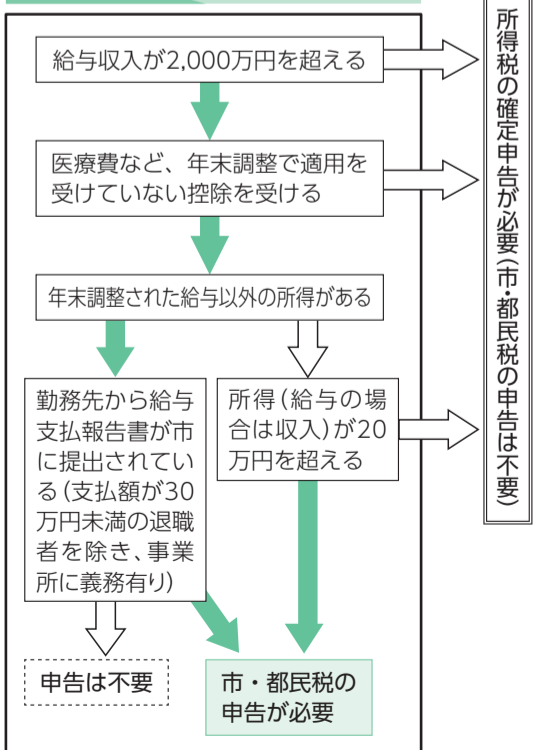
2面へ続く

申告チャート

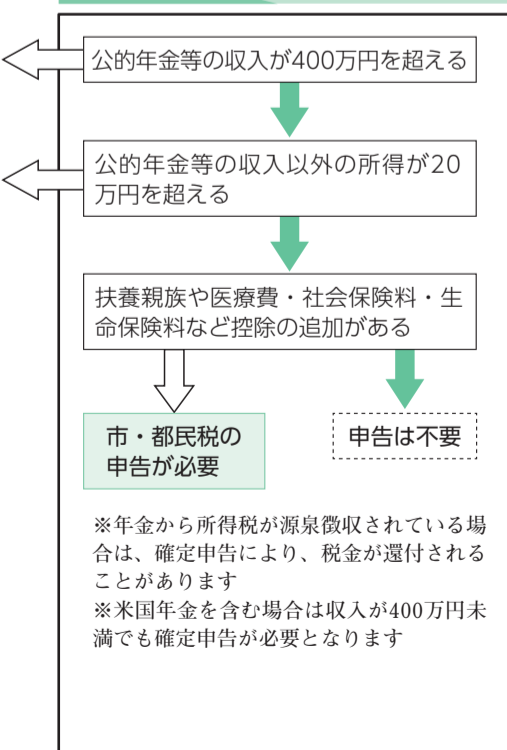
※一部このフローチャートに当てはまらない方もいます



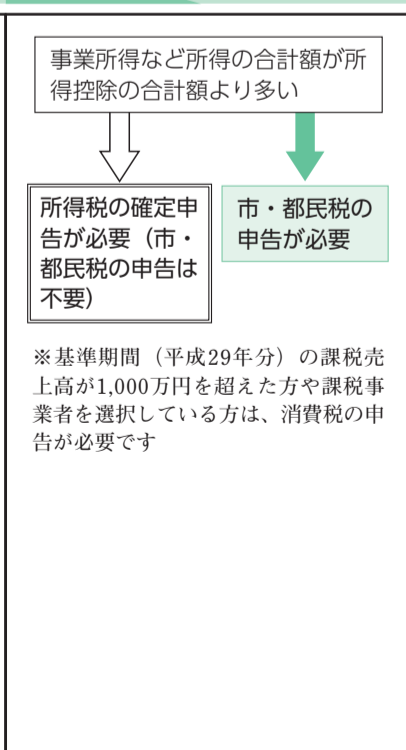
①給与が主な収入の方



②公的年金等が主な収入の方



③個人事業者の方



①～③以外で申告が必要な方

